

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等」の改正について

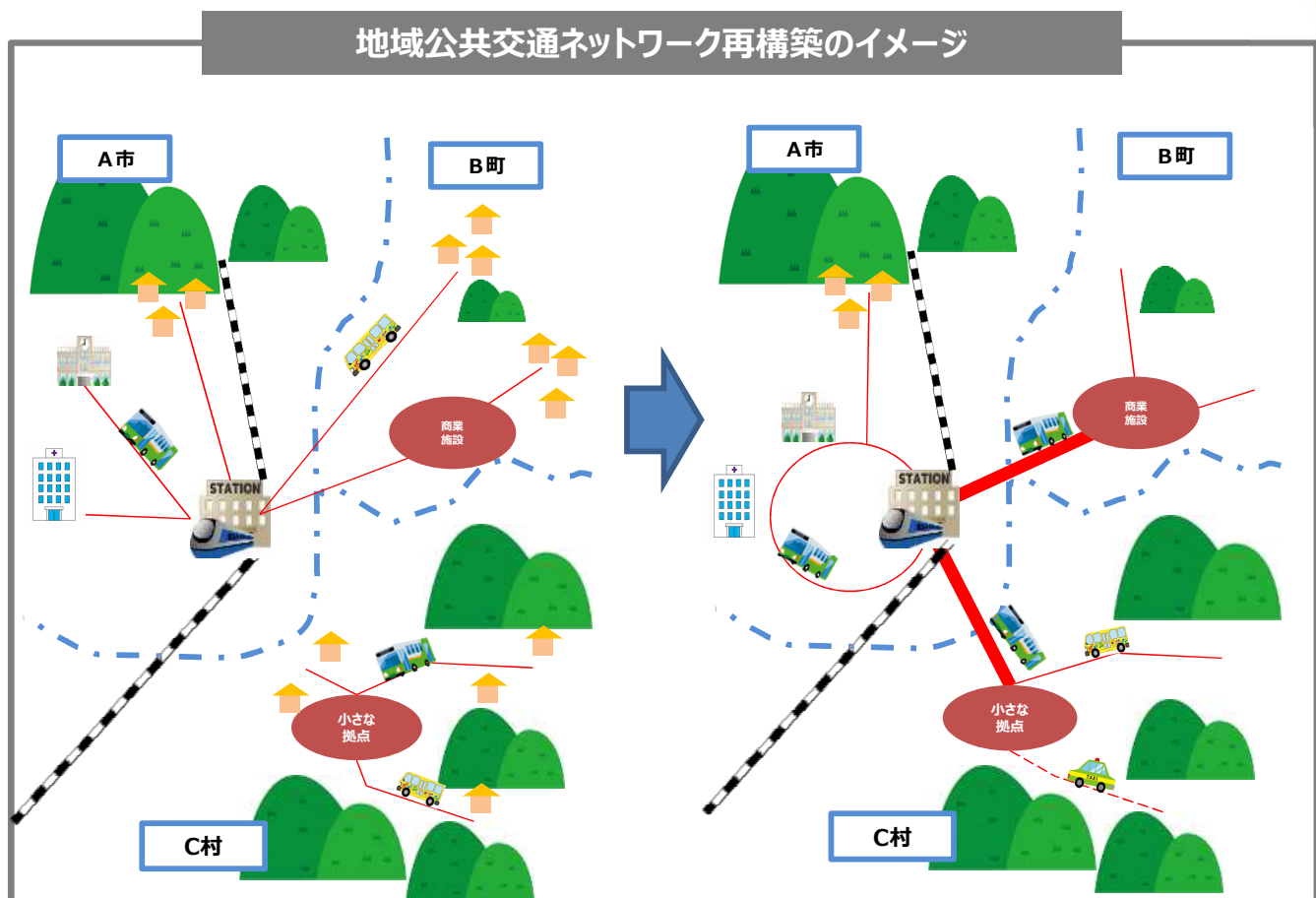
令和2年 12月

四国運輸局 交通企画課

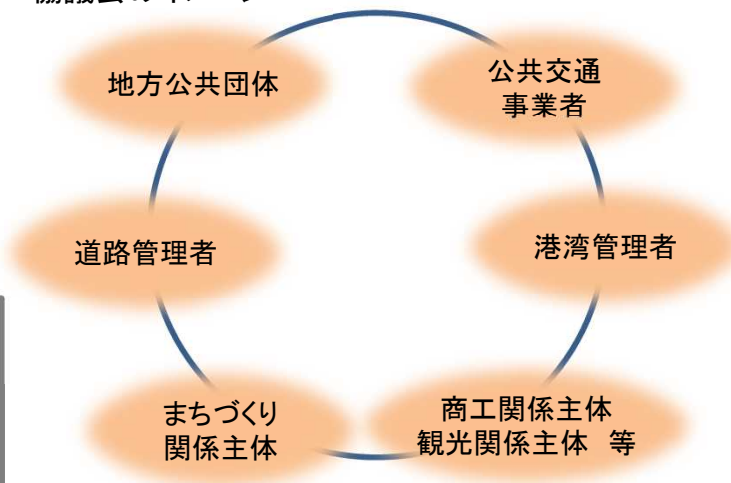
■平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法

ポイント

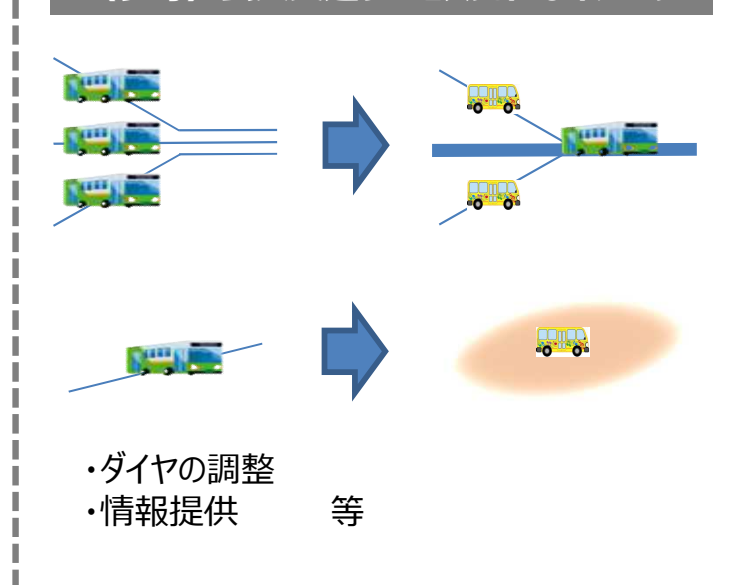
- ① **地方公共団体（都道府県、市町村）** が中心となり、
- ② **まちづくりなど関連施策と連携し、**
- ③ **面的な公共交通ネットワークを再構築**



協議会のイメージ



(参考) 公共交通サービス見直しイメージ



公共交通の利便性・効率性の向上を図り、持続可能な移動環境を形成

■ 地域の公共交通に関わる課題（例）

※地域の抱える課題、交通分野が抱える課題



文化・観光資源の活用

小さな拠点形成

利用者低下に伴う
運行費負担の拡大

移動手段の確保

中心市街地
の活性化

分かりづらく、
重複が多いバス路線

分かりづらく、
使いづらい乗継ぎ

分かりづらく、
使いづらい乗継ぎ

継続が
厳しい航路

■ 定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の現状①

持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けた新たな制度的
枠組みに関する基本的な考え方

交通政策審議会 交通体系分科会地域公共交通部会
中間とりまとめ（令和2年1月29日）

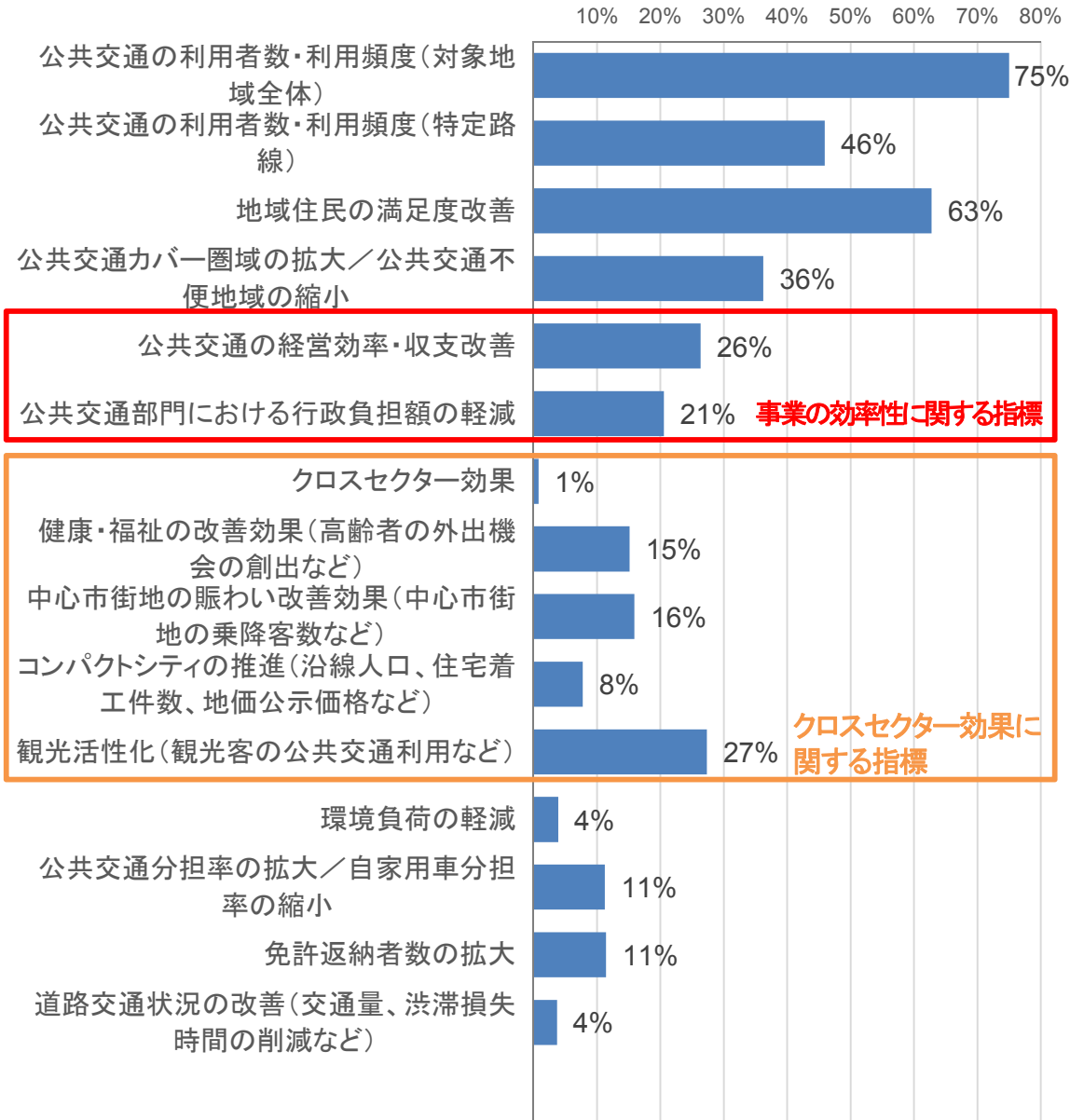
網形成計画については、目標及び評価を記載することとされている。目標のうち、「利用者数」「満足度」については、網形成計画策定団体の6割以上が設定している一方、**事業の効率性に関する指標である「収支」や「行政負担額」については、2割程度が設定しているにとどまる。**

また、人の移動がもたらすクロスセクター効果（健康、福祉、医療、まちづくり、観光等への影響）を考慮した目標設定も重要である。あわせて、地域公共交通を確保・充実する目的に即した指標（例：外出回数の増加や目的地の変化、送迎頻度・時間の減少、利用交通手段の変化、高校生の利用の増加等）を設定することも有効と考えられる。

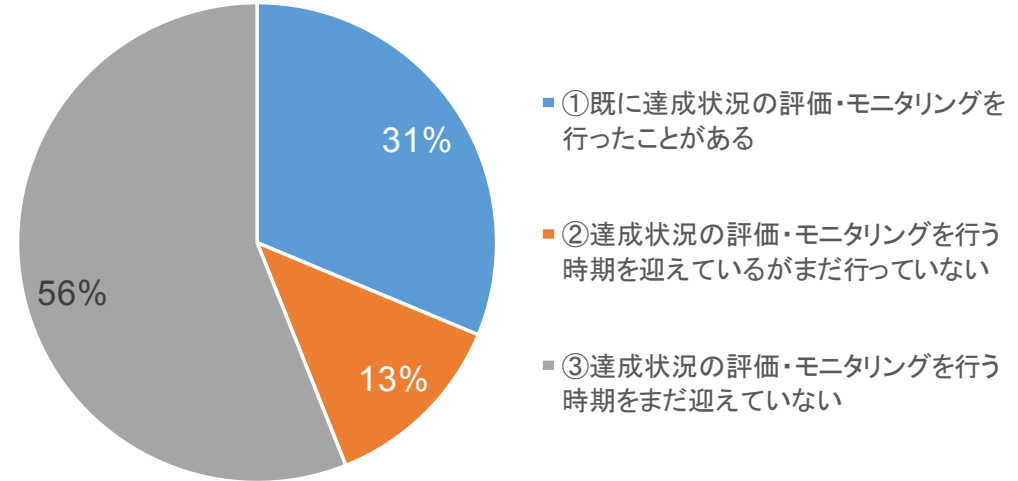
評価については、既に実施した地域は3割程度にとどまっており、実施予定時期が到来しているものの未実施の地域もある。「利用者数」や「収支」について、毎年度、その状況を分析・評価していない地域も見られるところである。

■ 定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の現状②

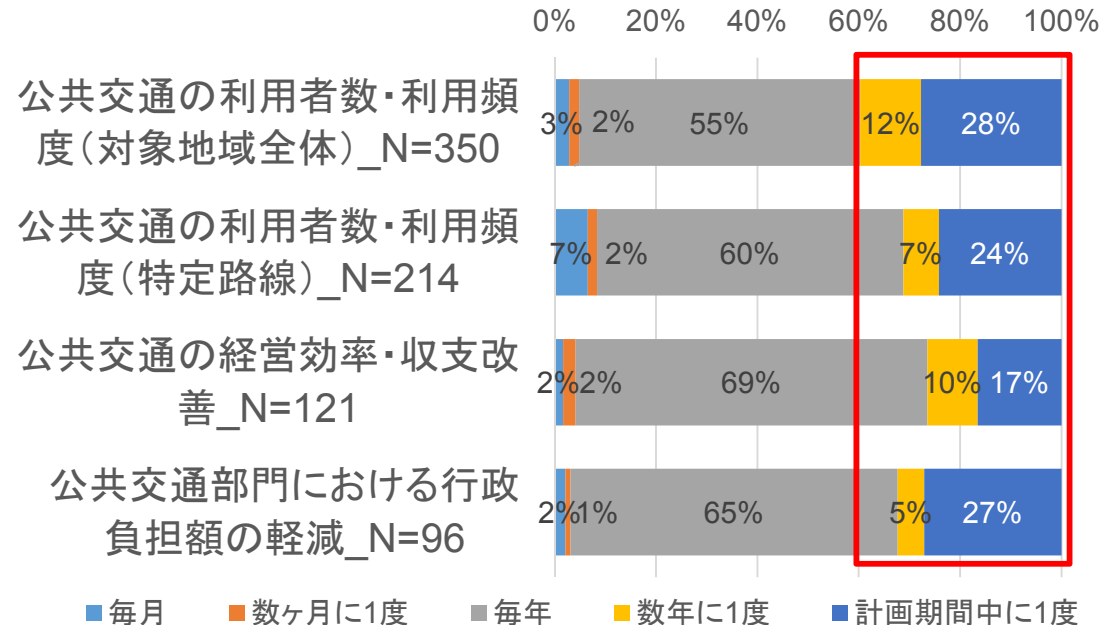
● 網形成計画等での数値指標の設定状況 (N=516)



● 網形成計画における目標の達成状況の評価・モニタリングの実施状況 (N=505)



● 数値指標別評価・モニタリングの実施時期



新たな地域公共交通計画制度について

■ 地域公共交通計画制度について



■ 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ

- ✓ 地方公共団体による作成を努力義務化（国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進（作成経費を補助）
- ✓ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け
- ✓ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価等（データに基づくPDCAを強化）
- ✓ 都道府県に対し、複数の市町村が、共同して、地域公共交通計画を作成することを要請することができる制度を創設

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

網形成計画と同様

今般新たに追加

**メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保**

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど

■ 地域公共交通計画の記載内容について

法定記載事項

● **地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

● 計画の区域

● 計画の目標

● 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

● 計画の達成状況の評価に関する事項

● 計画期間

● 計画実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

※利用者数、収支、公的負担や地域課題解決に貢献することが分かる目標を設定

地方公共団体

速やかに結果を送付
助言

毎年度、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める

必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更する

主務大臣

また、以下について定めるよう努めることとする。

● 目標を達成するために行う事業等の推進に必要な**資金の確保**に関する事項

● 都市機能増進施設の**立地の適正化**に関する**施策との連携**に関する事項

● **観光の振興**に関する**施策との連携**に関する事項

● 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

■ 地域公共交通計画と補助制度の連動

交通政策審議会 交通体系分科会地域公共交通部会
中間とりまとめ（令和2年1月29日）

現行の乗合バス等の運行費等への補助制度は、法定計画（網形成計画）の策定を補助要件として求めておらず、別途に補助金交付要綱に基づく補助計画を策定することとしている。…（中略）…地域内フィーダー系統補助を受けている市町村のうち、法定計画を策定しているのは約半数（※）にすぎない。

真に公的負担による確保・維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施していくためには、地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度を連動化し、鉄道を含む幹線と支線の役割分担など、地域の多様な旅客運送サービスを地域公共交通計画（仮称）に位置づけ、原則として法定協議会に対し補助することで、地域の多様な関係者による連携・協働による計画的な取組を支援することとするべきである。

これにより、…（中略）…定量的な目標設定や実施状況の分析・評価と相まって、地域の関係者による取組の継続的な改善が期待される。なお、地域公共交通計画（仮称）の作成又は変更に当たっては、地域における課題整理等の準備が必要であり、…（中略）…、補助の要件とする同計画の策定までの猶予期間（経過措置）を設ける等の配慮が必要である。

※ 551市町村等（平成30年度事業）のうち、網形成計画を作成しているのは約半数（H30.7時点）